



発行 新潟県

第 54 号

平成24年7月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 891 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 892 保安林の指定予定（治山課）
- 893 保安林の指定予定（治山課）
- 894 保安林の指定予定（治山課）
- 895 保安林の指定予定（治山課）
- 896 保安林の指定予定（治山課）
- 897 保安林の指定予定（治山課）
- 898 保安林の指定予定（治山課）
- 899 保安林の指定予定（治山課）
- 900 保安林の指定予定（治山課）
- 901 保安林の指定予定（治山課）
- 902 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 903 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 904 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 905 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 906 公共測量の実施通知（監理課）
- 907 道路の区域変更（道路管理課）
- 908 道路の供用開始（道路管理課）
- 909 道路の区域変更（道路管理課）
- 910 道路の供用開始（道路管理課）
- 911 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 912 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 913 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 914 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 製菓衛生師試験の実施（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

正 誤

- 平成24年3月30日付け県報号外7主要目次中（文書私学課）
- 平成24年6月26日付け県報第49号主要目次中（文書私学課）
- 平成24年3月30日付け県報号外7監査委員告示中（監査委員事務局）



◎新潟県告示第891号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、湯沢町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月23日（木）	午前10時30分から正午まで 午後1時から4時まで	湯沢町役場	湯沢町全域
8月24日（金）	午前9時から正午まで		
8月25日から平成25年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、1月2日、1月3日を除く	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第892号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県魚沼市吉原字丸山77、78、87から90まで、92

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市西中野俣字中田1649の2、1649の4、1650の1から1650の3まで、1651の1、1651の2、1652の1、1652の2、1653、字東又4090の2、4090の4、4093、4094の2、4095の1、4095の2、4096の1、4096の2、4097の1、4097の2、4098、4099、4100の1、4100の2、4101の1、4101の2、4102の1、4102の2、4103の1、4103の2、4105、4105の子、4115、4116の1、4117から4119まで、4119の子、4119の丑、4120から

4128まで、4129の1、4129の2、4130の1から4130の4まで、4131の1、4131の2、4132の1、4132の2、4133、4134の甲、4134の乙、4135から4137まで、4139の1、4139の2、4140の1、4140の2、4141の1、4141の2、4186から4191まで、4192の1、4192の2、4193の1、4193の2、4194の1、4194の2、4195、4196の甲、4196の乙、4197、4198、4199の1、4199の2、4200の1、4200の2、4201、4202、4203の1、4203の2、4204の1、4204の2、字高畑4230、4230の2、4230の子、4231、4232の甲、4232の乙、4233、4234の甲、4234の乙、4245から4250まで、4258の2、4259の1、4259の3、4259の5、4259の7、4265、4266、4270の1、4270の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県加茂市大字加茂字要害165から169まで、170の1、170の3から170の5まで、170の子、170の丑

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び加茂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市森上字巻の田1515、1516の1、1516の2、1517、1518の1、1518の2、1519から1521まで、1522の1、1522の2、1522の子、1523から1527まで、1528の1、1528の2、1529、1529の子、1530、1530の子、1530の丑、1531の1、1532の1、1533、1534、1547

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第896号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市塩沢字堂林横根平2098の3、2098の4、2098の30、2098の31、字横根平中ツルネ2099、字堂林2338
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第897号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県三条市大谷地字崩1569から1577まで、1579の1から1579の6まで、1580から1584まで、1585の1、1585の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び三条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第898号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県長岡市西川口字相川口187、188の1、188の2、189、204、205、206の2、207の1、208、227の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第899号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市仙石字九浦342、352から354まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第900号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市大島区岡字滝元 4122 の2、4122 の4、4123
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

する。)

◎新潟県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市大島区岡字沢入口 610 の 1、610 の 2、611、字寺浦 778 の 1、778 の 2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 7月13日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 退任
理事 新潟市南区味方1030 高橋 功
退任年月日 平成24年 6月29日

◎新潟県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年 7月17日から平成24年 8月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 7月13日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新 規 変 更 の 別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	杉柳	農業用排水施設整備 (基盤整備促進) 事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	燕市役所 分水庁舎	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第904号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成24年 7月17日から平成24年 8月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	木場下 谷地	農業用排水施設整備 (基盤整備促進) 事業	新規	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	新潟市役所 及び新潟市 西区役所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第905号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成24年7月17日から平成24年8月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	吉田(樽沢第1)	換地計画書の写し	十日町市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第906号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量(街区基準点等のパラメータ補正)
- 作業期間 平成24年6月25日から平成24年8月31日まで
- 作業地域 糸魚川市全域

◎新潟県告示第907号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 村上朝日線
- 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延長

村上市下渡字前川原 376 番 2 から	新	7.7～49.4メートル	306.5メートル
同市下渡字松平369番41まで	旧	5.0～31.0メートル	318.6メートル

◎新潟県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 村上朝日線
- 2 供用開始の区間
村上市下渡字前川原376番2から同市下渡字松平369番41まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月13日

◎新潟県告示第909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町七名字長坂乙 3273 番 12 から	新	10.2～29.2メートル	56.6メートル
同郡同町七名字長坂乙3273番12まで	旧	10.2～20.2メートル	56.6メートル

◎新潟県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町七名字長坂乙3273番12から同郡同町七名字長坂乙3273番12まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月13日

◎新潟県告示第911号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(2)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(3)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(4)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(5)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家之入沢(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
家之入沢(2)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(2)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(3)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(4)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(5)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(6)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(7)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(8)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(9)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
西谷後沢川(右支流)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
西谷後沢川(左支流)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(10)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(11)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
柿ノ木沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流

辻又川(12)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(13)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
無双沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
小沢沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
樺之沢川地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
高梨沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々沢地区	新発田市中々山	次の図のとおり	土石流
殿島沢地区	新発田市中々山	次の図のとおり	土石流
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二神地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大日地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	地すべり
大日川地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(1)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(2)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(3)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(4)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(5)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流
鳥屋ヶ峰沢(6)地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第912号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻又地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(2)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(4)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
辻又(5)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家之入沢(2)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(1)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(6)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(7)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
辻又川(9)地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
柿ノ木沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流
小沢沢地区	南魚沼市市野江丙	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
殿島沢地区	新発田市中々山	次の図のとおり	土石流
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
十二神地区	阿賀野市大室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第913号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月13日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- 2 指定の年月日
平成23年11月29日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
阿賀野市大室字道添3884番1、3895番	6.00	79.40

◎新潟県告示第914号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
平成24年 7月13日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年 1月31日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
村上市岩船上町2121番3	5.00	93.15
村上市岩船字上ノ山2121番13	5.00	56.85
村上市岩船上町2121番131、135	転回広場	32.07平方メートル
村上市岩船字上ノ山2121番111、116	転回広場	58.00平方メートル

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成24年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年 7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成24年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務
 - (2) 委託業務の仕様等
平成24年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務に係る仕様書及び契約条項(以下「仕様書等」という。)による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
 - (3) 委託期間
契約日から平成25年2月28日
 - (4) 業務実施場所
仕様書による。
 - (5) 入札方法
入札説明書による。
- 2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等
次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。
郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
電話番号 025-280-5161
Eメール: ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。
- (4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。
- (5) 日本工業規格K0311排ガス中のダイオキシン類の測定方法 附属書1に示すJ I S II型装置による排ガス採取の実績があること。
- (6) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 次の①又は②を満たす者であること。

①特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の排ガス区分の認定を受けていること。

②平成24年度に環境省が実施するダイオキシン類環境測定調査受注資格を、GC/MS法（従来法）により有していること。

- (9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

- (1) 日時 平成24年8月7日 午前9時30分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

製菓衛生師試験の実施について（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成24年9月13日（木）
午後2時00分から午後4時30分まで

(2) 場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁西回廊講堂、大会議室及び自治会館別館コンベンションホールゆきつばき

2 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

全問、四肢択一式により出題する。

製菓実技は、「和菓子分野」「洋菓子分野」「製パン分野」の3分野から1分野を選択して解答する。

3 受験資格

次の各号の1に該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書

(2) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)

婚姻等により氏名の変更があった者は、戸籍抄本を添付すること。

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。(本証は確認後、返却する。)

(3) 製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し、卒業証明書若しくは履修証明書又は菓子製造業従事証明書

卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参のこと。(本証は確認後、返却する。)

(4) 受験票

(5) 写真

出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き上半身、大きさはパスポート用写真サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(6) 試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けようとするときは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し(本証を持参のこと。確認後、返却する。)

5 受験手数料 9,400円

6 受験願書の受付期間及び提出場所

(1) 受付期間

平成24年7月27日(金)から8月10日(金)まで

(2) 提出場所

住所地を所管する保健所(県外に在住する者は新潟県福祉保健部生活衛生課)

7 合格発表

平成24年10月12日(金)午前9時

住所地を所管する保健所及び県庁行政庁舎1階(広報展示室前掲示版)において行う。

また、県ホームページにおいても行う。

なお、合格発表日から11月12日の間(土、日曜日、祝日を除く)は、受験者本人が受験票を呈示することにより新潟県福祉保健部生活衛生課において、各人の得点を知ることができる。

8 その他

(1) 受験者には、受験願書受付後「製菓衛生師試験受験票」を送付する。

(2) この試験について不明な点は、最寄りの保健所又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) ケーズデンキ胎内店
所在地 胎内市大川町3144番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 山本 邦彦
 - 住所 新潟市中央区女池八丁目16番17号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 山本 邦彦
 - 住所 新潟市中央区女池八丁目16番17号
 - ・ほか1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年3月5日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計2,991平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計136台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計45台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計96平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計21立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時
- 7 届出年月日
平成24年7月4日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成24年7月13日から平成24年11月13日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
業務用サーバ等の借上げ
①業務用サーバ 2台 ②データベース 1式 ③ファイルサーバ兼バックアップストレージ 1式
④バックアップ兼データベース管理サーバ 1式 ⑤開発用端末 7台 ⑥OCR 1台 ⑦共用部 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成24年5月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社
東京都江東区東雲1-7-12
- 7 落札価格
214,507,440円
- 8 入札公告日
平成24年3月30日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
汎用電子計算機等の借上げ
①汎用機 1式 ②サーバ 1式 ③共用部 1式 ④サーバラック 1台 ⑤汎用機接続用端末 5台
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 調達方法
借上げ
 - 4 契約方式
一般競争入札
 - 5 落札決定日
平成24年5月18日
 - 6 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
-

東京都千代田区丸の内3-4-1

- 7 落札価格
415,800,000円
- 8 入札公告日
平成24年4月6日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コンピューテッドラジオグラフィ装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年7月13日

新潟県立坂町病院長 鈴木 薫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
コンピューテッドラジオグラフィ装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成24年10月31日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立坂町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
新潟県村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課
電話番号 0254-62-3111 内線422
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成24年7月23日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年7月27日（金）午前10時00分
新潟県立坂町病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立坂町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
 - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
 - ② 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成24年 3月30日付け県報号外7 主要目次中

ページ	行	誤	正
1	12	2 新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	1 新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正

平成24年 6月26日付け県報第49号 主要目次中

ページ	行	誤	正
1	19	4 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正	5 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正

平成24年 3月30日付け新潟県監査委員告示（新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正）中

ページ	行	誤	正
5	1	◎新潟県監査委員告示第2号	◎新潟県監査委員告示第1号